

池田文書の研究 (二十)

池田文書研究会

高階経本の書簡について

一、高階経本の略歴

経本は、高階経道の長男として嘉永三年三月十八日京都に生まれる。美濃介と称した。

明治十二年東京大学医学部を卒業。同年十月同大学雇となり医院に勤務。明治十四年七月東京大学御用掛となり、医学部医院外科当直医を勤める。明治十五年六月医学部准講師兼医院外科当直医。同年本郷避病院医長となる。同年十二月東京大学助教授に任ぜられ、明治十六年一月医学部第一医院当直医長を兼務するが、同年八月秋田県公立大館病院長として転出。

明治十九年二月侍医奏任四等に任ぜられる。明治二十二年七月侍医局主事を兼任。明治三十四年八月宮内省により医学研究のためドイツ留学を命ぜられる。留学期間は一年半。日露戦争に際して、明治三十七年九月満州軍總司令部及第一第二軍に差遣される。

明治四十一年五月大韓医院副院長に任ぜられる。明治四十三年五月宮内省御用掛となり、大韓医院を退官。大正九年十

二月宮内省御用掛を依頼免職となる。

典医高階家の一族であるが、その系譜はあまり知られていない。高階経由・経徳・経支・経綸との関係を推定すると次のようになろう。



(参考文献・侍医寮編『転免物故履歴書』、『明治人名辞典』)

二、高階経本の書簡

経本は、江戸期からの典医の流れを汲むとともに、東京大学医学部卒業者の中で、岡玄卿とともに最初に侍医となった人物である。内閣制度下の侍医局は、東大出身者を次々に侍医に採用し、相次ぐ官制改革によって、機構を整備している。

明治二十二年七月侍医局主事を置き、局務を掌理する制度ができたのもその一環である。経本は相磯徳とともに初代の主事に任命されている。書簡八四九で、侍医局雇・福富雄鷹の解職と山本章太郎の採用を問い合わせているのは、この主事としての職務と関連があるろう。

明治二十四年十月二十四日の濃尾大震災に際して、侍医局は侍医や職員を派遣した。主に外科専攻の侍医を中心に、経本・岩佐登弥太・今橋重雄(医員)・山本章太郎(薬丁)のグループと桂秀馬・南部一政のグループとの二班に分けて派遣している。書簡八六五は、この両班からの震災地到着直後の生々

しい現地報告である。
書簡八五八・八四二の二通は、経本の子供の診療を謙齋に依頼していたことを伝えている。

岩佐登弥太の書簡について

岩佐登弥太の略歴

登弥太は、旧姓山脇。安政七年一月二十七日越前福井に生まれる。長崎医学学校に入り医学を学ぶ。

明治十六年東京大学医学部を卒業。同年六月医学部第一医院外科当直介補となる。明治十七年ヨーロッパに留学、イエナ、ベルリン、ハイデンベルク等に遊学、ビルロート、チェルニーらに学び外科を修める。二十一年十月帰朝。同年十二月侍医奏任官四等に任ぜられる。明治二十八年八月三日肺病のため没、年三十六。

(参考文献・侍医寮編『転免物故履歴書』、「中外医事新報」三七一号)

桂秀馬の書簡について

一、桂秀馬の略歴

秀馬は、幼名秀助。文久元年二月三十日越後南蒲原郡新津に生まれる。

明治十九年帝国大学医科大学を卒業。同年八月医科大学助

手を命ぜられ、お雇い教師スクリバの下で外科助手となる。また別課講師を兼ねる。同月東京避病院副院長を嘱托され、十月第一医院勤務となり、法・医・文・理科大学寄宿舎医員を兼務。

明治二十一年三月千葉県の第一高等中学校教諭に任ぜられ、同年四月県立千葉病院司療医長を嘱托される。

明治二十二年五月侍医奏任四等に任ぜられる。明治二十四年十二月侍医局主事を兼ねる。明治三十二年二月宮内省より医学研究のためドイツ留学を命ぜられる。留学期間は二年間。日露戦争に際し、明治三十七年八月第三軍に差遣される。

明治四十四年喉頭疲に罹り、同年十一月六日没、年五十一。学識双絶といわれ、手術が妙であった。長谷川泰の創設した済生学舎の講師を勤め、外科学を講義した。済生学舎廃校後の明治三十九年医学研究会主幹となり、旧済生学舎の学生の教育にあたる。著書にクリュッへ原著を訳述した『外科総論』(明治二十四年刊)や『外科手術学』等がある。

(参考文献・侍医寮編『転免物故履歴書』、大植四郎『明治過去帳』、唐沢信安『済生学舎と長谷川泰』)

二、桂秀馬の書簡

書簡一三五四と一三五五は秀馬の侍医任官に関連した書簡である。とくに前者は任官の手続きの際の根回しを謙齋に依頼した様子を伝えている。他の三通も侍医局勤務に関連した内容である。

片山芳林の書簡について

一、片山芳林の略歴

芳林は、幼名巖。嘉永六年十二月十四日片山半之輔の長男として信州松代に生まれる。

明治五年第一学区第二番中学に入学、ドイツ語を学ぶ。明治六年第一学区区医学校に入学。明治十四年七月東京大学医学部を卒業。同年十一月医学部医院外科当直医となる。明治十五年一月同医院内科当直医となる。同年八月東京検疫局御用掛となる。明治十六年八月東京大学助教授に任ぜられ、同月医学部第一医院当直医長を兼務。

明治二十一年十二月侍医局勤務となり、翌二十二年十二月侍医奏任四等に任ぜられる。明治二十七年五月医学研究のためドイツに私費留学。留学期間は二年間。大正三年十二月侍医頭を兼任。大正八年十月本官および兼官を依頼免職となり、宮中顧問官に任ぜられる。大正十年十月十六日薨去。年六十九。

(参考文献・侍医寮編『転免物故履歴書』)

二、片山芳林の書簡

芳林は、侍医局に任官直後の明治二十二年十二月新宮(常宮昌子内親王)の拝診御用を兼勤、翌二十三年二月周宮房子内親王の拝診御用を兼勤している。芳林の書簡三通と芳林・萩原

三圭連名の書簡三通はいずれもこの両宮の拝診御用にかかわるものである。この勤務は小児科専攻の萩原三圭と共同であったが、書簡一三三七は、明治二十四年富美宮充子内親王誕生後の拝診御用に際しては、萩原三圭が病氣となったため、芳林が一人で勤めたことを述べている。

池田文書——高階經本書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者	受信者	備考
1	1858 明治(21)年1月21日	高階經本	池田長官	聖上拝診
2	1857 明治(21)年1月29日	高階經本	池田長官	明日孝明天皇御例祭
3	849 明治(22)年12月2日	高階經本	池田局長	山本章太郎後任拝命
4	865 明治(24)年11月3日	高階經本・岩佐登弥太 桂秀馬・南部一政	池田局長	岐阜県下巡診 愛知・岐阜県下巡診
5	1856 明治 年3月25日	高階經本	池田先生	御来診小児快方
6	858 明治 年3月30日	高階經本	池田大先生	賤児快方多謝
7	842 明治 年7月21日	高階經本	池田先生	伊香保表より封書到来

岩佐登弥太書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者	受信者	備考
1	1303 明治(21)年12月20日	岩佐登弥太	池田謙斎	今般拝命之内祝

桂秀馬書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者	受信者	備考
1	1354 明治(22)年4月22日	桂秀馬	池田謙斎	学部長長尾氏
2	1355 明治(22)年6月11日	桂秀馬	池田謙斎	晚餐進呈
3	1356 明治 年9月22日	桂秀馬	局長池田謙斎	建白書立論之工合次第
4	1357 明治 年1月13日	桂秀馬	池田謙斎	藤袴掌侍犬咬傷
5	1358 明治 年2月14日	桂秀馬	局長	藤袴掌侍御高診

片山芳林書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者	受信者	備考
1	1343 明治(22)年7月24日	片山芳林・萩原三圭	池田長官	常宮殿下御動静
2	1344 明治(22)年7月28日	片山芳林・萩原三圭	池田長官	宮御容体
3	1345 明治22年9月15日	片山芳林・萩原三圭	池田侍医局長	常宮殿下御容体
4	1337 明治(24)年8月27日	片山芳林	池田長官	両宮殿下近況
5	1335 明治25年9月9日	片山芳林	池田侍医局長	両宮殿下
6	1336 明治25年10月31日	片山芳林	池田局長	両宮殿下御避寒地之義

1 明治二十二年一月二十一日

一八五八 高階経本 池田謙斎

益御清祥奉賀候、陳は明二十二日午前例刻聖上拝診、於尊官御勤相成度旨山中使口達被致候間、此段申上候、尤も從奥向之御沙汰^①二は無御座候間、此旨申上置へくと申事二御座候也

一月二十一日 高階経本

池田長官殿

逐伸、今朝之拝診中何之御異状も不奉伺候得共、昨夜御格子伺之中兩三回御咳嗽被為在候旨、平野氏被申居候間、此段為御心得副申御置候也

(1) 池田長官とあるので明治二十一年頃と推定される。

〔遠藤〕

2 明治二十二年一月二十九日

一八五七 高階経本 池田謙斎

益御清祥奉賀候、陳は今朝聖上拝診は御平日之通り被仰付、明日孝明天皇御例祭二付御湯被為遊候とも御宜敷存へく哉、篤と拝診可致旨従典侍被申聞候付、緩々奉伺候処、御脉ノミ少々数(七十五六搏も被為在候歟)、其他は何之御異状も不奉伺候へ共、若又御浴後御拜中御風氣御再感被為遊候様之御事御座候而は甚以奉恐入候付、明日之御湯は後免奉願度申上候処、

其儀ナレハ御代拜可被仰付候旨御沙汰伝承仕候間、此段御心得迄申上置候、皇后宮御容躰は午後より追々御宜敷奉伺候、此段も併而申上候也

一月二十九日 高階経本

池田長官殿

(1) 池田長官とあるので、前簡に続く内容であり、明治二十二年と推定される。

〔遠藤〕

3 明治二十二年十二月二日

八四九 高階経本 池田謙斎

益御清祥奉賀候、陳は本局雇福富雄磨ト申者無余儀次第二而解職願出度候、付而は兼而御聞及之岡氏ニ寄留致居候山本章太郎ト申者後任拜命為致候様取計仕候而如何御座候哉、此段相同道、如此御座候也

十二月二日 高階経本

池田局長殿

(1) 山本章太郎……慶応三年金沢に生まれる。明治二十二年十二月四日侍医局雇となる。同二十三年薬丁、二十四年十月岩佐登弥太に随行して濃尾震災直後の愛知岐阜両県に差遣される。明治三十六年侍医局属、同三十八年医員に昇進。大正三年退官。昭和四年没。

(2) 山本章太郎が侍医局雇に採用される直前の明治二十二年十

二月二日と推定される。

〔遠藤〕

4 明治(二十四)年十一月三日

八六五 高階経本・岩佐登弥太 池田謙齋

(桂秀馬・南部一政書簡付)

(封筒表) 東京宮内省侍医局長池田謙齋殿親展

(封筒裏) 岐阜県本巣郡穂積村負傷患者施療所侍医高階経本

拝見仕候、陳は岐阜県出張ノ高階侍医并桂侍医ヨリ本日別紙書状着仕候間御一覽奉仰候、右書状之写は直々書記官へ呈出置候間是又御承知置被成下度奉願上候、敬具

十一月六日 当直

池田局長殿

池田局長殿

〔田中〕

追て桂侍医報告書は()ノ分は除き、()ノ分迄写し取り書記官へ相廻シ候義ニ御坐候 (田中)

拜啓、過日御報道仕置候通り、岐阜縣下本巣郡^{キタガタ}北方ト申処へ巡診致候処、該役所部内ニテ穂積ト申村落有之、大凡七百戸計リ之人家全潰、患者モ余程多数^損ニ付直様同処ニ至リ、二日午後四時前ヨリ杉林ノ中央^損診察所ヲ設ケ近傍ノ患者ニ通知セシメ候処^損午時マテ百名余来集シ、尚ホ追々新患者^損申様子ニ付暫クハ同所(北方ト穂積兩所)ニ^損置致シ可

申、是は縣下最モ医師ノ少数ナル村落ノ一ニシテ被害者ノ困苦実ニ憐ムヘキ有様ニ御座候、尤モ三四名ノ村医有之候処、震災ノ節悉ク圧死シ漸ク一名東京ヨリ帰省中ノ医学生ニ施療ヲ依頼セシ程ノ事ニテ、薬品器械モ無之候由、重症患者多クハ愛知縣某医又ハ病院等へ護送ノ話ニ候故、大手術ヲ施行スヘキ程ノ患者ハ甚少ク候得^損全数ノ患者手当不行届ノモノ、ミニ候間、前^損リ数日間滞在ノ心算ニ御坐候、桂侍医ハ愛^損リ未夕岐阜ニ不来、兩三日中ニハ面会可致ト存^損ハ壁土ノ上ニ古畳ヲ敷キ板囲ヒノ仮小屋、塵風吹通シノ場所ニ泊仕候、本日モ尚昼夜十数回ノ小震(其内三四回ハ東京ノ大震位ノ度ナリ)有之、実ニ珍敷出張ニ御座候、何れ拜顔ニ万縷可申上候也、十一月三日 経本・登弥太

拜啓、益御多祥奉大賀候、陳は小官等去三十一日夜九時五十分東京新橋発車、翌一日午後二時十五分名古屋へ着、同所知事ニ面会仕候処、同縣下ハ先つく一応は負傷者ノ療法も出来(即スクリバ及助手学生、愛知縣病院員、医学校生徒、赤十字社等)^損付早速岐阜縣へ出向之心得ニテ、第一回ノ電報を^損候処其後ニ至リ折角之御盛意ニ有之一名も同縣下^損居との事ニテは県下人民之感情ニも相関候付一名丈ニテ^損致呉候様請求ニ付、茲ニ於て高階・岩佐・今橋・山

本二 **損** 直ニ震災之最甚敷中島郡ニ向申候 **損** 所ニ在地
 稲沢町ニ於テ郡長と相談、同所より三 **損** と申所へ罷越し候
 処既ニ夜十一時半ニ及候ニ付同所にて四 **損** 名之患者を見就
 眠をし候ハ二時過ニ有之候、翌二日朝五時頃起床、隣村奥神
 と申処に至り近在の患者を集め診察治療致候、午後二時同処
 を発し一宮と申し処にてスクリバナ面会、同氏の診療所を一
 覧し夫より数ヶ所モ一覧之上夜九時半岐阜縣へ着、書記官と
 打合之上翌三日即（一 **損**）里半計の村落且ノ嶋と申処へ
 着、同処にて診察所（一 **損**）一回仮繃帯を為したる俛に
 て縫合糸ハ脱失し臭氣鼻を衝申候、創内膿を充たし見るに堪
 へざる有様ニ御坐候故ニ、多数の患者にて暇なきにも不関平
 時病院ニ於けるか如き十分の防腐法を施し申候、幸ニ愛知縣
 より病院の助手及生徒にて私費にて小官へ隨候のもの有之大
 ニ便宜 **損** 創傷は最多く其他脱臼・骨折等実ニ夥敷事
損 其他丹毒脳膜炎等も有之重症多く御坐候へ共、何分
損 集め看護すると申訳も不參、ミス／＼見殺と云ふ有
損 御坐候、小官等至る所村長郡長等より人民ニ申聞、御
 盛意の在る所を説明致 **損** 実ニ感涙罷在候もの多々有之候、此
 度の変災ハ東京ニ想像仕候 **損** 一層劇敷、往來も未だ倒家を
 以て充盈申し人力車屋上を行くと言ふ有様に御座候、食物・
 居所等も不自由至極、一昨夜杯ハ黒米めしと梅干一ツニ御座
 候、寝る処と申てもホンの天井板の毀れより造り、床ハ屋土

間の上ニ畳を敷きたる位ニテ風は引かぬかりウマチスは起き
 ぬかと氣遣居候、今晚は始めて夕七時半ニ仕事を終り少しく
 閑暇を得、村長の厚意により泥水の据風呂（但清水ハ殆なし）
 に浴し申候、当所ハ震災岐阜杯ニも不讓処にて一時間ニ五六
 回も震 **損** 今夕も遁出さんとする事既ニ数度ニ及候、○本縣書
 記官の話ニ、縣下負傷者は兎も角一回繃帯を施し終りたれば
 目下差迫り医者必要無之候へは今兩三日も致さは多く夫々帰
 途ニ就き可申、其節ハ既ニ繃帯交換の時期なるに一時二医員
 欠之にて困却ならんと存ずとの事ニ御座候間、今日説置致候
 救治療所ニ本拠を据へ夫より近郷ニ派出致し兎も角地方開業
 医ニて間に合程ニ致遣候決心ニ御座候、實に目下の処にては
 諸方より医師入込居候へ共、兩三日も経候ハ、非常の欠乏な
 らんと存候、然るに一応の救助を致候連小官等も直に帰京候
 ては眼前の不便を見つゝ、**損** 顔致候有様にて、聖意も屠
 可申（且學術上の **損** を得るにハ巡回計にては不叶一ヶ所ニ止り）
 稍長く治療を施し **損** を見地方医ニ任候ても宜敷程ニ不至候
 では不相叶儀被存候、**損** 面を分担し、飽迄も十分の治療
 を施し申度と存候（是迄上申仕候）、高階 **損** 兩名ニは一昨日
 名古屋ニて相分れ其辺の打合も不致、跡を **損** 打合致候に
 は徒ニ貴重の時日を費候のミ、且居所も終 **損** 然不致位故
 小官ハ前文の通ヲ相望申候、尤今日の勢飽迄、聖意の貫徹致
 候様ニは策の数ニ出る外有之間敷候、右の如き有様故第一繃

帶材料欠乏を先々申候て別紙の品々至急御送奉願候、且又金員の儀も高階君より請求有之候や否不相分候へ共、物価の高価なる儀[損]程ニ御座候、人力車ハ昨日杯は日中にても二人曳二て沓里二円ニ御座候、(――損――)多分甚敷直段ニ可有之被存候、就ては間もなく金子も欠乏可申と存候付御送金被下度候、先は高階君等と相分候以来の経歴申上度且願迄如此御座候、書余後便ニ讓候、敬具

十一月三日夜

桂 秀馬

南部一政

池田局長殿

二白、本文ニ別紙の品々云々と申[損]是は名古屋にて間に合候間御送不相願候ても宜敷候、金[損]送奉願候、尚御局御一同様へ宜敷奉願候也 (田中)

5 明治 年三月二十五日

一八五六 高階経本 池田謙斎

益御安泰奉扑賀候、扱昨夕は御来診被成下難有奉多謝候、小児事以高庇尔来逐々快方ニ趣、喉頭部外皮数点之小膿疹ヲ呈、

声音も清朗ニ相成、大便も四行快通仕候、猶御示之如施療可仕心得ニ御座候、何れ参堂萬謝可仕候得共不取敢御礼申上度、如斯御座候也

三月廿五日

経本

池田先生待曹

[遠藤]

6 明治 年三月三十日

八五八 高階経本 池田謙斎

口演

暖和之時下益御清適被為入奉恐賀候、陳は過日ハ御用繁之御中御来診被下、其後賤兒義追々快方罷在難有奉多謝候、随而此粗肴一折甚不腊之至ニ候へ共、聊以御礼申上度驗迄に呈上仕候、御笑留被遊下候へは大幸不過之候、餘は拜秀萬謝可申上候、草々不宣

三月卅日

高階経本

池田大先生侍曹

[遠藤]

7 明治 年七月二十一日

八四二 高階経本 池田謙斎

拜啓、益御清祥奉賀候、陳は今朝從伊香保表封書到来ニ付、例之御容躰書卜相心得開封致候節心附候へは、尊名相認有之候ニ付、甚以不都合之段御海恕奉願候、尚早速拜呈御断旁如

此御座候也

七月二十一日

高階経本

池田先生座下

〔遠藤〕

1 明治二十二年十二月二十日

一三〇三 岩佐登弥太 池田謙齋

益々御多祥ト奉慶賀候、陳者今般拜命之内祝之為メ、粗品獻呈仕度、御領収被下候ハ、本懐之至ニ存候、謹言

十二月廿日

岩佐登弥太

池田謙齋殿

閣下

(1) 登弥太が侍医に任官した明治二十一年と推定される。

〔遠藤〕

1 明治二十二年四月二十二日

一三五四 桂秀馬 池田謙齋

芳墨拜誦仕候、陳は代人之儀は過日電報にて申上候通相定、部長長尾氏も承諾之上之事ニ御座候間、表面御紹介被下候て差支無之儀と奉存候、文部省へ御掛合相成候へハ必ず当医学部長へ下問相成候儀と奉存候、部長は前文之通承諾之事ニ御

座候間差支無之旨返答可致と奉存候、何卒速ニ御掛合被下度

奉願候、○就て奉伺候、辭令拜受致候迄ニハ大凡今日より幾

日位要候哉、乍御手数三宮氏迄御申聞被成下度奉願候、恐々

謹言

四月二十二日

桂秀馬

池田先生閣下

〔田中〕

(1) 長尾…長尾精一。明治二十年千葉第一高等中学校医学

部長。明治二十三年医学部主事。明治三十五年没。

(2) 三宮…三宮義胤、宮内省書記官。

(3) 桂秀馬が侍医に任命される直前で明治二十二年と推定される。

2 明治二十二年六月十一日

一三五五 桂秀馬 池田謙齋

薄暑之候益御壮栄奉賀候、陳は来ル十四日午后五時富士見町富士見軒ニ於テ晚餐進呈仕度何卒御操合御来臨被成下度此段御案内申上候、敬具

六月十一日

桂秀馬

池田謙齋様侍史

追テ御諾否相同度候間乍御手数来ル十三日中本局高橋迄御一報被成下度奉願候

〔田中〕

(1) 秀馬が侍医に任官された直後で明治二十二年と推定される。

(2) 高橋……侍医局属・高橋良尚。

3 明治 年九月二十三日

一三五六 桂秀馬 池田謙斎

〔拜啓仕候、遽ニ冷氣相加候処益御清福奉賀候、陳ハ兼て御申附之建白書之儀延引相成恐縮之至ニ御座候、立論之工合次第ニて如何様ニも被認、実ハ大ニ困却仕候儀ニ御座候、別紙ハストツフウエクセル之上より記載仕候へ共、考も不熟、文章も不調、誠ニ面白ハ無之、乍併余り延引相成候モ如何と存し一ト先入貴覽候、実ハ本日御出勤と存し親しく仰是正度参局仕候処、昨日御出勤之由にて不得拜鳳残念ニ有之候、何卒高見御添加之上御回附奉願候、尚参趨仕候て宜敷御座候ハ、今夕罷出可申、尤来土曜日御出勤之上にて不過遅引候ハ、私明番ニ付得拜晤可申候、右併て奉伺候、敬具

九月廿二日 桂秀馬

局長殿

〔田中〕

(1) ストツフウエクセル……Stoffwechsel (独) 新陳代謝。

4 明治 年一月十三日

一三五七 桂秀馬 池田謙斎

御出局之有無当局迄御返事奉願候

〔拜啓仕候、陳ハ昨日香川大夫申聞ニ、土曜ニハ池田氏出局之都合ナルヤトノ問ニ有之候間、多分登局之事ト奉存候ト答置候、右ハ藤袴掌侍之犬咬傷之事ニ就テ御尋相成候事ト奉存候、何卒明日ハ御練合御登局奉願候、創傷部ハ一昨日来追々宜敷御座候、所要之繩帶品器械等ハ局ニ有之候間、別ニ御持参ニハ及不申儀ト奉存候、先御伺迄如此御座候、敬白

一月十三日 桂秀馬

局長殿

〔田中〕

5 明治 年二月十四日

一三五八 桂秀馬 池田謙斎

〔拜啓仕候、陳ハ藤袴掌侍今一回御高診ヲ仰度、明日ハ会議ニ付午後御出勤相成候ニ付、会議後願度候、御都合如何ニ御座候ヤ、不相分候へ共可相成ハ御練合奉願候、唯今大臣官房ヨリ明日御出局之際、同官房へ御出相成度旨申出ニ御座候、右願迄如此御座候、敬具

二月十四日 桂秀馬

局長殿

〔田中〕

1 明治(二十二年)七月二十四日

一三四三 片山芳林・萩原三圭 池田謙斎

拜啓、常宮殿下御動静昨日上申後先以御別条不被為在、本日
ハ一周間の御日誌取纏メ進呈仕候、扱昨日ハ桜井内事課長・
中山書記官殿御機嫌被伺、御景況拝見致シ帰ラレ候、先ハ右
迄勿々如此、尚御咳嗽之経久ナルハ兔ニ角注意之要点ト被存
候ニ付、日々閣下迄上申可仕候

七月廿四日 片山芳林・萩原三圭

池田長官殿 (田中)

(1) 常宮……明治天皇の第六皇女・常宮昌子内親王。明治二十
一年九月三十日出生。

(2) 桜井内事課長……桜井能監・宮内省内事課長。

(3) 中山書記官……中山孝麿・宮内書記官。

(4) 池田長官宛とあるが、常宮の誕生後であるので、官制改革
で長官が局長と変更になって間もない明治二十二年頃と推定
される。

2 明治(二十二年)七月二十八日

一三四四 片山芳林・萩原三圭 池田謙斎

拜啓、宮御容体昨日具申後先以御出入不被為在候、昨日来ハ
御薬剂中菲Xヲ除キ莫宥X〇、〇一ヲ加ヘ調進仕居候、御皮
疹御搔痒ノ為メ深夜御攪眠、硼酸加古哥印塗擦剂ハ一時之奏

功著敷候得共、兔角 Voribergende Wirkungタルニ過ギ
ズ、陳謝新代際限ナク候間、遂ニ内用亜砒酸剂ニ訴フル之場
合モ可有之乎、然ルトキハ最初之亜砒量極メテ微小且ツ製劑
ハ Solutio arsenicalis Fowleri⁽²⁾トシテ、一日量本劑半滴・苦
扁桃水一滴、蒸溜水三茶匕調勻御哺乳後三回御分服ニ致候テ
ハ如何可有之哉、又ハ他ニ良方モ可有之乎、兔ニ角御指揮奉
仰候、

追テ右御賛成ニ於テモ、当方備品無之候ニ付、保水及桃
水共送致候様御薬局へ御下命奉憚候也

七月廿八日 片山芳林・萩原三圭

池田長官殿 (田中)

(1) Voribergende Wirkung……(独) 暫時の効果。

(2) Solutio arsenicalis Fowleri……フォーレル水。Liquor
Kalii Arsenitis: 亜砒酸カリウム液。

3 明治二十二年九月十五日

一三四五 片山芳林・萩原三圭 池田謙斎

拜啓、常宮殿下御容体昨日申上候後、御軟便一行御下痢状一
行、充分之御排泄ニ相成候ニモ不拘、正午時ヨリ復御熱発
ハ被為在候ニ付ハ御嫌忌之方且ツ安知必林〇、三單舎五、
〇蒸溜水一〇、〇右毎三時間三回御分服進献仕候処、晩ニ向

ヒ漸々御熱度御減少、昼間ハ御安眠難被為遊候処夜ニ入頃九時
リ御平常通御熱眠ニ相成候、今朝ハ御氣前宜敷御目覚ニ
 相成午前六時次午前九時テ御安眠中ニ、拜診仕候処御氣息モ御穩静ニ
 被為成余ニ御別条不被為在御臨症様之御事ハ聊不奉伺候、先
 ハ右迄不取敢御報知申上候也

明治二十二年九月十五日

片山芳林・萩原三圭

池田侍医局長殿

(田中)

4 明治(二十四)年八月二十七日

一三三七 片山芳林 池田謙齋

兩宮殿下益御機嫌克御座被為遊恐悅至極ニ奉存候

富美宮殿下(2)も其後弥御平癒被為遊候由、是亦恐悅ニ奉存候、

扱当年ハ萩原殿病氣之為メ一名ニ而供奉仕候得共、兩宮殿下
 殊之外之御機嫌ニ而時々御流腸差上候処、御寸障不被為在候
 間、配意仕候所も無之難有事ニ奉存候、園伯之小兒去る廿日

病氣ニ而当地へ被參候処、諸症甚々悪敷為メに廿二日帰京之

事ニ相成、昨今は痙攣等も御座候趣、誠に御氣之毒之事ニ御

座候、昨日は先生御診察ニ相成候事と奉存候、右ニ付佐々木

奥方ハ御承知之通り大之かつぎ家故萬一死亡等之事ニ相成候

ハ、園伯ニは可成御憚り相成御參日光無之様先生方同伯へ夫

れとなく御話被下度旨被申聞候間、兎も角も右先生まで申上

候、右ニ付而は小生も決して伝染等之事は無之旨奥方へ申入

置候得共、例之神經症ニ而何分心配之様子ニ相見候、既二先

日方常宮殿下之御好ニ而御髪をおちごに御結び被遊候処、園

家小兒之病氣以来宮殿下之御髪揃も御免被願、従来之通りに

被遊候様之次第ニ付、右等御含宜布御取斗之程奉希望候、先

は酷暑之節御自愛專一ニ奉折上候、早々謹言

八月廿七日 片山芳林

池田長官殿

池田長官殿

池田長官殿

(1) 兩宮殿下……常宮と周宮房子内親王。周宮は第七皇女で明
 治二十三年一月二十八日出生。

(2) 富美宮……第八皇女富美宮允子内親王。明治二十四年八月
 七日出生。

(3) 池田長官とあるが、富美宮出生直後の明治二十四年と推定
 される。〔遠藤〕

5 明治二十五年九月九日

一三三五 片山芳林 池田謙齋

兩宮殿下益御機嫌克被為遊御座恐悅至極ニ奉存上候、扱過日

より還御之御義ニ付度々御筆勞被下奉謝候、愈右御日限も来

ル十三日午前七時廿分日光停車場御発車、同午後零時廿五分

上野停車場へ御着車之事ニ御治定相成候間、此段不取敢御報

知申上候、草々敬具

明治廿五年九月九日 片山芳林

池田侍医局長殿

二白、右還御御日限御治定ニ付、御容体日誌写は過日差上候分ニ而終局之後八日写し分ハ（九月十三日差出へき分）最早不差上候間、御含被成下度候

萩原殿御迎之為め参日光之趣ニ候得共、最早時日も接迫し且両宮殿下至極御機嫌能被為在候ニ付、上野停車場まで御出迎被成可然旨佐々木御主任被申聞候間、右宜敷奉願上候
〔遠藤〕

6 明治二十五年十月三十一日

一三三六 片山芳林 池田謙斎

拝啓、陳は両宮殿下御避寒地之義ニ付、至急御目にかゝり度旨、今朝佐々木御主任及奥方より被申聞候間、乍御苦勞様可成御速く御参殿被成下度奉願上候、右申上度、草々拝具

十月三十一日 片山芳林

池田局長殿

〔封筒表〕

神田区駿河台甲賀町 池田謙斎

〔消印〕

東京三区 明治廿五年十月三十一日 小便

〔封筒裏〕

高輪御殿 片山芳林

〔遠藤〕